

改正対策のプロが語る！

民法の 3 つの改正(債権法・相続法・成人年齢) の概要と試験への影響

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

	可決成立日	公布日	施行日
債権法	2017年5月26日	2017年6月2日	2020年4月1日
相続法	2018年7月6日	2018年7月13日	<p>【原則】公布の日から1年以内</p> <p>【例外】</p> <p>①自筆証書遺言の要件の緩和（新民法 968条, 970条2項, 982条。P13の3.） → 公布の日から6か月を経過した日</p> <p>②配偶者居住権・配偶者短期居住権（新民法 1028条～1041条。P15～16の7., P16の8.） → 公布の日から2年以内</p> <p>③債権法改正の影響のある規定（新民法 998条, 1000条の削除, 1025条ただし書） → 債権法改正の施行日(2020年4月1日)</p>
成人年齢	2018年6月13日	2018年6月20日	2022年4月1日

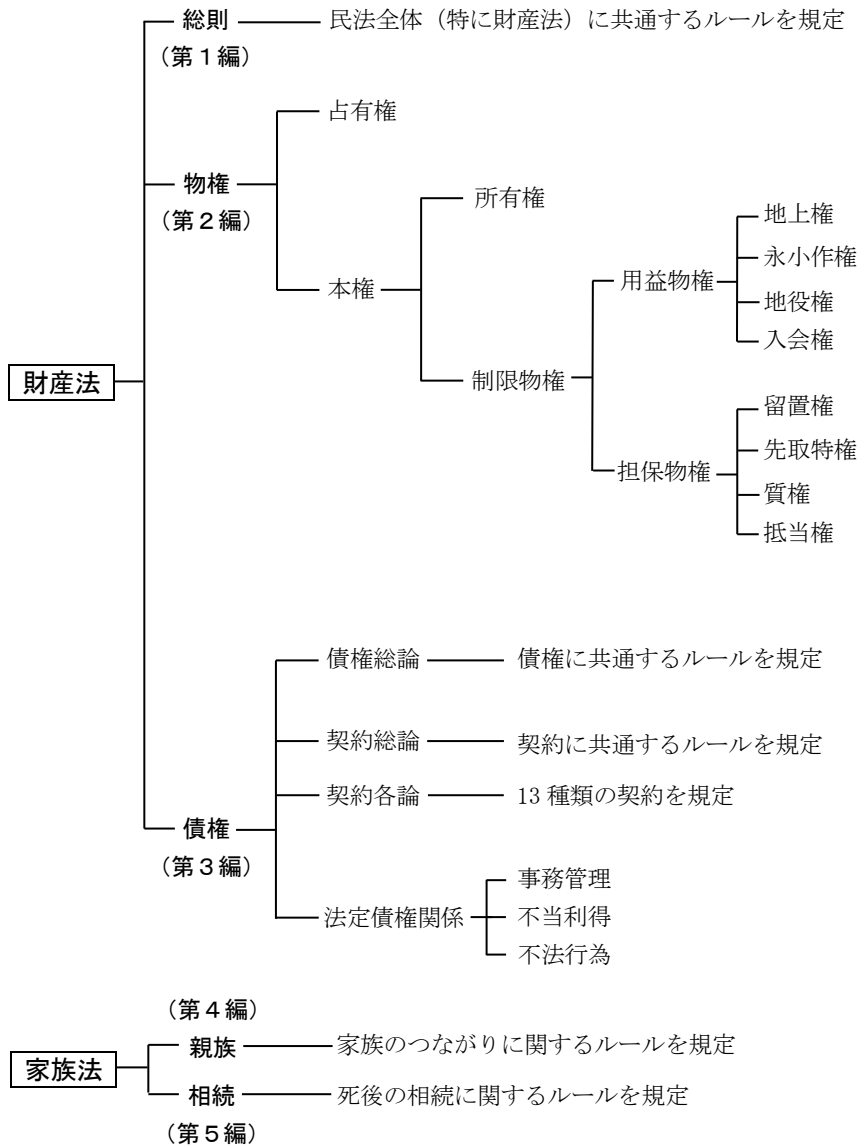
債権法

1 改正の趣旨

民法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治29年（1896年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていませんでした。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、①社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、②民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものです。

（法務省）* 下線および①②は松本

2 改正対象分野



(『司法書士試験 リアリスティック民法 I [総則]』P3)

3 主要な改正内容

1. 総則

（1）意思能力・行為能力

- ①判例・通説の明文化
- ②内容に大きな変更はなし

（2）物

- ①無記名債権が動産から有価証券の規律に

（3）意思表示

- ①錯誤が無効事由から取消事由に
- ②表意者と他者（相手方や第三者）のどちらを保護するかについて、バランスがおかしかった規定を改正，明文のなかった点を明文化

（4）代理

- ①判例・通説の明文化
- ②内容に大きな変更はなし

（5）無効と取消し

- ①判例・通説の明文化
- ②内容に大きな変更はなし

（6）条件

- ①判例の明文化
- ②内容に大きな変更はなし

（7）時効

- ①時効の完成猶予（旧「時効の停止」）と時効の更新（旧「時効の中断」）の改正
- ②消滅時効期間の改正
- ③特別短期消滅時効の廃止

2. 債権総論

（1）債権の種類

- ①法定利率の利率の改正（変動制に改正）
- ②選択債権の不能による特定を「原則として特定しない」に改正

（2）債務不履行

- ①過失責任の原則（過失＝帰責事由）の否定
- ②中間利息の控除の規定の新設
- ③その他解釈の明文化

【①過失責任の原則（過失＝帰責事由）の否定】

現行法	改正法
<p><u>（債務不履行による損害賠償）</u> 第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。</p>	<p><u>（債務不履行による損害賠償）</u> 第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>

用語解説 —— 「契約その他の債務の発生原因」「取引上の社会通念」 ——

平成 29 年の改正で、「契約その他の債務の発生原因」「取引上の社会通念」の文言（これに類する文言）が多数規定されました。

「契約その他の債務の発生原因」とは、個別の契約などごとに事情を考えるとということです。

「取引上の社会通念」とは、当事者の主観的事情だけでなく、客観的事情も考えるということです。

たとえば、予備校の講座の受講契約でも、予備校や講座によって受講形態、回数、教材などが異なります。一律に「こう！」とはいえないので、どのような契約であるかを当事者の主観的事情と客観的事情から考えていきます。

1つ1つの契約などの事情を重視

契約が関係する規定は、平成29年の改正で、1つ1つの契約などの事情を丁寧にみていくことが明記されたものが多数あります。1つ1つの契約などの事情を重視する方向性です。

よって、不法行為（民法709条）と異なり、「過失＝帰責事由」とはいえなくなりました（過失責任の原則の否定）。債権の発生原因とは関係のない「過失」から判断するのではなく、個別の契約などごとに債務者に帰責性があるかを考えます。

ex. 予備校がDVDを送るのをすっかり忘れたなら、予備校に帰責性があるといえると考えられます。それに対して、予備校のある地域に大地震が起これば、DVDの発送作業ができなかった場合には、予備校の帰責性は認められないと考えられます。

（3）責任財産の保全

- ①債権者代位権 → 基本的に判例・通説の明文化
- ②詐害行為取消権 → 判例・通説の明文化および相対的取消説の否定

（4）連帯債権・連帯債務

- ①「連帯債権」の制度の新設
- ②連帯債務の絶対的効力事由を限定
- ③（真正）連帯債務と不真正連帯債務の区別を無用に

（5）保証債務

- ①保証人の保護規定（情報提供義務・事業にかかる債務の個人保証）の新設
- ②判例・通説の明文化

（6）債権譲渡

- ①譲渡制限の意思表示に反する債権譲渡の効果が有効に
- ②異議をとどめない承諾の制度の廃止
- ③判例・通説の明文化

（7）債務引受

- ①併存的債務引受および免責的債務引受の明文化

（8）弁済

- ①弁済の効果を明文化
- ②第三者弁済の改正
- ③債権の表見受領権者（旧債権の準占有者）に対する弁済の改正
- ④判例・通説の明文化

（9）相殺

- ①相殺の禁止・制限の第三者の保護要件の改正
- ②不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止の改正
- ③相殺と差押えの無制限説（最大判昭45.6.24）を明文化

3. 契約総論

（1）双務契約の効力

- ①「双務契約から生じた債務の履行に代わる損害賠償債務」についても同時履行の抗弁権が生じることを契約総論に明記
- ②危険負担の抜本的見直し

【②危険負担の抜本の見直し】

現行法			
契約成立			
原始的瑕疵（契約成立前からある瑕疵）		後発的瑕疵（契約成立後に生じた瑕疵）	
全部不能		全部不能	
債務者に帰責性あり	債務者に帰責性なし	債務者に帰責性あり	債務者に帰責性なし
原則→不法行為 例外→契約締結上の過失（債務不履行）	無効	債務不履行（履行不能）	危険負担
一部不能		一部不能	
債務者に帰責性あり	債務者に帰責性なし	債務者に帰責性あり	債務者に帰責性なし
瑕疵担保責任		債務不履行（不完全履行）	危険負担
『リアリスティック民法Ⅲ』P172			
改正法			
契約成立			
原始的瑕疵（契約成立前からある瑕疵）		後発的瑕疵（契約成立後に生じた瑕疵）	
全部不能		全部不能	
債務者に帰責性あり	債務者に帰責性なし	債務者に帰責性あり	債務者に帰責性なし
債務不履行		債務不履行	債務不履行 危険負担
解除 損害賠償請求	解除	解除 損害賠償請求	解除 反対給付の拒絶
一部不能		一部不能	
債務者に帰責性あり	債務者に帰責性なし	債務者に帰責性あり	債務者に帰責性なし
債務不履行		債務不履行	債務不履行 危険負担
解除 損害賠償請求	解除	解除 損害賠償請求	解除 反対給付の拒絶

債務不履行に一元化

上記の図を理解することが、平成29年の改正を理解する最大のポイントであり、極めて重要です。この後の「解除」「売買」「請負」などの改正は、上記の図を理解することから

始まります。平成29年の改正は、「契約にトラブルが生じた場合の解決法をわかりやすくしよう」という発想なので、以下のとおり整理されました。

ポイント① 債務不履行に一元化

かつては、「この場合は契約締結上の過失で、この場合は瑕疵担保責任で、この場合は債務不履行責任で……」などあまりにゴチャゴチャしていました。そこで、契約成立前から瑕疵があろうが契約成立後から瑕疵があろうが、全部不能だろうが一部不能だろうが、債務者に帰責性があろうがなかろうが、すべて債務不履行とされました。上記の図をみると、いずれの場合も「債務不履行」とあることがわかります。よって、契約成立前から瑕疵があっても、契約は無効とはなりません。

いずれの場合も債務不履行なので、以下のポイント②③を押さえれば基本的に処理できます。

ポイント② 解除をするのに債務者の帰責性は不要（下記（3）①）

ポイント③ 損害賠償請求をするには債務者の帰責性が必要

（2）第三者のためにする契約

- ①第三者（受益者）が、契約成立時に現存していない場合または特定していない場合でも契約が成立することを明文化
- ②第三者（受益者）の権利が確定した後は、要約者は、諾約者の債務不履行を理由に勝手に契約を解除できない旨の規定を新設

（3）解除

- ①解除の要件として債務者の帰責性が不要に（大きな方向転換）

債務者の帰責性が不要に

かつては、解除権が発生するには、債務者の帰責性が必要でした。解除は、債務者の責任追及だと考えられていたからです（かつての通説）。しかし、平成29年の改正で**解除権の発生に債務者の帰責性は不要**であると考え方が大きく変わりました。解除は、債務者の責任追及ではなく、債権者を契約の拘束から解放することだと考えられるようになったからです。

4. 契約各論

（1）売買

- ①担保責任を契約責任説を前提に債務不履行責任として単純化して統一
- ②その他、判例・通説を明文化

（2）消費貸借

- ①要物契約と諾成契約の2本立てに
- ②その他解釈を明文化

（3）使用貸借

- ①取引の実情（親族など特別な関係に限らず使われている）に合わせ、要物契約から諾成契約に

（4）賃貸借

- ①判例の明文化

（5）請負

- ①請負人の担保責任は、主に売買の規定を準用または債権総論の債務不履行・契約総論の解除の規定を適用することになったため、請負人の担保責任の規定はほとんど削除

（6）委任

- ①判例・通説の明文化

（7）寄託

- ①取引の実情に合わせ、要物契約から諾成契約に
- ②取引の実情に合わせ、全般的に制度を見直し

（8）組合

- ①判例・通説の明文化

相続法

1 改正の趣旨

1. 相続と登記・遺産分割・自筆証書遺言・遺言執行者・遺留分・特別寄与者（新設）

→ 相続での実務上の問題をできる限り減らす

2. 配偶者居住権（新設）・配偶者短期居住権（新設）

→ 進む高齢化社会に対応するため、被相続人の高齢である配偶者の住まいを確保する

2 主要な改正内容

1. 相続と登記

①共同相続における権利の承継の対抗要件（新民法 899 条の 2）

以下の 2 つの権利の承継について、登記などを備えなければ第三者に対抗できなくなります（新民法 899 条の 2）。

・遺言による指定相続分（法定相続分を超える部分のみ）

判例（最判平 5. 7. 19。『リアリスティック民法Ⅱ』P29）の変更です。

・相続させる旨の遺言（遺産分割の方法の指定。法定相続分を超える部分のみ）

判例（最判平 14. 6. 10。『リアリスティック民法Ⅱ』P41）の変更です。

上記の 2 つの権利の承継は、いずれも遺言に基づくものです。遺言で、対抗要件が不要な状態を作り出せるのはおかしいです。

また、遺言に基づく権利の承継は、意思表示による移転といえます。よって、対抗要件を要求してもおかしいものではありません。

※法定相続分に対応する部分について対抗要件が不要である判例（最判昭 38. 2. 22。『リアリスティック民法Ⅱ』P29）の扱いに変更はありません。

2. 遺産分割

①遺産分割前に処分された相続財産についての遺産分割の明文化（新民法 906 条の 2）

遺産分割前に相続財産が処分された場合であっても、相続人全員の同意で、処分された財産も含めた遺産分割をすることができるとする規定が置かれます。

一般的な解釈（最判昭54.2.22など参照）の明文化です。実務でも行われています。処分された相続財産を遺産分割の対象とできないとすると、処分した相続人が不公平な利益を得てしまうので、処分された相続財産を遺産分割の対象とできるのです。

②相続財産の一部の遺産分割の明文化（新民法907条）

相続財産の一部についても遺産分割ができる旨の規定が置かれます。

実務で行われていることの明文化です。争いのない相続財産についてのみ遺産分割をってしまったほうが相続人が早く遺産を取得できるので、便利な場合があります。また、相続人は相続財産について処分権があるので、相続財産の一部について遺産分割をすることもできると考えられます。

③遺産分割前の預貯金債権の仮払い制度の新設（新民法909条の2）

遺産分割前に、預貯金債権の一部を行使できる規定（仮払い制度）が置かれます（新民法909条の2）。

現状、原則として遺産分割協議が調わないと、預貯金の引出しができません。しかし、100万円単位の葬儀代や当面の生活費など、遺産分割を待ってられないこともあります。

そこで、以下の額は、相続人が単独で引き出せるようになります。

預貯金債権（*）×1/3×法定相続分

*金融機関ごとに判断します。

ただし、法務省令で定める額（100万円程度になるのではといわれています）が限度です。

3. 自筆証書遺言

①相続財産の目録については自書が不要に（新民法968条2項）

相続財産の目録については、自書が不要となります（新民法968条2項）。

現行法では、自筆証書遺言のすべてを自書する必要があります（民法968条1項。『リアリストック民法Ⅲ』P492）。遺言は徐々に増えてきており、自筆証書遺言を使いやすいものにする必要があります。しかし、不動産の表示などを正確に書くのは大変です。

そこで、相続財産の目録については自書が不要となります。

cf. 法務局における遺言書の保管等に関する法律

民法ではなく「法務局における遺言書の保管等に関する法律」という別法律ですが、自筆証書遺言を法務局で保管してもらえる制度もできます。

4. 遺言執行者

①地位と権限の明記（新民法 1012 条, 1015 条）

遺言執行者の地位と権限が明記されます。

現行法	改正法
<p>(遺言執行者の権利義務)</p> <p>第 1012 条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(遺言執行者の権利義務)</p> <p>第 1012 条 (省略)</p> <p><u>2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。</u></p>
<p>(遺言執行者の地位)</p> <p><u>第 1015 条 遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。</u></p>	<p>(遺言執行者の行為の効果)</p> <p><u>第 1015 条 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。</u></p>

②遺言執行者がいる場合に相続人が遺言の執行を妨げるべき行為をしたときの善意の第三者の保護規定の新設（新民法 1013 条 2 項）

遺言執行者がいる場合に相続人が遺言の執行を妨げるべき行為をしたときに、善意の第三者を保護する規定が新設されます（新民法 1013 条 2 項）。

現行法では、遺言執行者がいる場合に相続人が遺言の執行を妨げるべき行為をしたとき、その行為は絶対的に無効とされ、第三者は保護されません（大判昭5. 6. 16. 『リアリスティック民法Ⅲ』P515）。第三者の保護規定がないからです。

改正により、「善意の第三者に対抗することができない」という保護規定（新民法 1013 条 2 項ただし書）が置かれます。遺言執行者がいるかどうかは、第三者にはわかりません。にもかかわらず、「遺言執行者がいたら第三者は無条件で泣いてね」という現行法の扱いはおかしいです。

5. 遺留分

①遺留分権利者の請求権が金銭支払請求に（新民法 1046 条 1 項）

遺留分権利者が遺留分の侵害を受けた場合にする請求が金銭の支払請求となります。

これが、遺留分の改正の中で最も大事です。

現行法では、たとえば、不動産の贈与の一部が遺留分を侵害している場合、遺留分権利者が遺留分減殺請求をすると、遺留分権利者と遺留分減殺請求を受けた者が不動産を共有する

のが原則です（『リアリスティック民法Ⅲ』P521）。その後は、共有物分割で解決することになります。まあ、うまく解決できないですよ……。

そこで、金銭の支払で解決することとしました。

②死亡前にされた相続人への贈与（特別受益）のうち遺留分額の算定の対象となるものを死亡前10年間にされたものに限定（新民法1044条3項）

死亡前にされた相続人への贈与（特別受益）のうち遺留分額の算定の対象となるものを死亡前10年間にされたものに限定します。

現行法では、相続人への贈与（特別受益）については、「死亡前〇年にされた」という限定がありません（『リアリスティック民法Ⅲ』P526）。相続人への贈与（特別受益）なら、何十年も前にされた贈与も遺留分額の算定の対象となるわけです。しかし、「遺留分を主張されないように死亡ギリギリに生前贈与するというものを防ぐ」という趣旨からすると、いくら相続人への贈与（特別受益）でも何十年も前にされた贈与も入れるのはおかしいです。

そこで、死亡前10年間に限定します。

6. 特別寄与者（新設。新民法1050条）

相続人ではない親族が無償の療養看護や労務の提供をした場合に、相続人に金銭の支払を請求できるようにします。

たとえば、いわゆるお嫁さんは、義理の親の介護などをしても、相続分はもちろん、寄与分さえ認められません（『リアリスティック民法Ⅲ』P464）。しかし、それはあまりに不公平です。被相続人が遺贈すれば財産を得られますが、遺贈してくれるとは限りませんし、「遺贈してくれ」とは言いづらい場合が多いです。

そこで、特別寄与者とし、金銭の支払の請求ができるようになります。

7. 配偶者居住権（新設。新民法1028～1036条）

今回の改正の目玉です。「配偶者居住権」とは、被相続人の配偶者が相続開始の時に居住していた建物を自身の死亡まで無償で使用収益できる権利です（新民法1028条、1030条）。遺贈、遺産分割、家庭裁判所による遺産分割の審判によって、被相続人の配偶者が取得する法定債権です（新民法1028条1項、1029条）。

高齢化社会ですので、被相続人の配偶者も高齢である場合が多いです。高齢で、住み慣れた住まいを離れるのは、肉体的にも精神的にも大変です。

そこで、相続開始の時に居住していた建物を死亡まで無償で使用収益ができるとされた権利が、この配偶者居住権です。

配偶者居住権は、登記もします（新民法1031条）。

そのため、不動産登記法にも規定が置かれます（新不登法3条9号，81条の2）。

※不動産登記の申請情報（予測）

人物関係 A：被相続人 B：Aの配偶者 C：Aの子（建物を相続）

登記の目的	配偶者居住権設定
原因	平成32年6月28日設定
存続期間	配偶者居住権者の死亡の時まで（*1）
特約	使用又は収益をさせることができる（*2）
権利者	B
義務者	C
添付情報	登記原因証明情報（Aの戸籍全部事項証明書等，Bの戸籍一部事項証明書等，遺産分割協議書） or （Aの戸籍全部事項証明書等，Bの戸籍一部事項証明書等，Aの遺言書） or （家庭裁判所の審判書正本）*3 登記識別情報（Cの甲区2番の登記識別情報） 印鑑証明書（Cの印鑑証明書） 代理権限証明情報（B及びCの委任状）
課税価格	金1000万円
登録免許税	金10万円

*1 新不動産登記法81条の2第1号

*2 新不動産登記法81条の2第2号

*3 家庭裁判所の審判書正本を添付する場合，配偶者であるBが単独で申請できると考えられます（不登法63条1項）。

8. 配偶者短期居住権（新設。新民法1037～1041条）

「配偶者短期居住権」とは，被相続人の配偶者が相続開始の時に無償で居住していた建物に，最低6か月間無償で使用できる権利です（新民法1037条）。相続開始後の短期間の住まいの確保のための法定債権です。

やはり高齢の配偶者の住まいの確保のために設けられます。

配偶者短期居住権は，登記しません。

成人年齢

現行法	改正法
<p>(成年)</p> <p>第4条 年齢<u>二十歳</u>をもって、成年とする。</p>	<p>(成年)</p> <p>第4条 年齢<u>十八歳</u>をもって、成年とする。</p>
<p>(婚姻適齢)</p> <p>第731条 <u>男は、十八歳に、女は、十六歳に</u> <u>ならなければ婚姻をすることができない。</u></p>	<p>(婚姻適齢)</p> <p>第731条 <u>婚姻は、十八歳にならなければ、</u> <u>することができない。</u></p>
<p>(未成年者の婚姻についての父母の同意)</p> <p>第737条 <u>未成年の子が婚姻をするには、父</u> <u>母の同意を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>父母の一方が同意しないときは、他の一</u> <u>方の同意だけで足りる。父母の一方が知</u> <u>れないとき、死亡したとき、又はその意</u> <u>思を表示することができないときも、同</u> <u>様とする。</u></p>	<p>第737条 <u>削除</u></p>
<p>(婚姻の届出の受理)</p> <p>第740条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百 三十一条から<u>第七百三十七条</u>まで及び前 条第二項の規定その他の法令の規定に違 反しないことを認めた後でなければ、受 理することができない。</p>	<p>(婚姻の届出の受理)</p> <p>第740条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百 三十一条から<u>第七百三十六条</u>まで及び前 条第二項の規定その他の法令の規定に違 反しないことを認めた後でなければ、受 理することができない。</p>
<p>(婚姻による成年擬制)</p> <p>第753条 <u>未成年者が婚姻をしたときは、こ</u> <u>れによって成年に達したものとみなす。</u></p>	<p>第753条 <u>削除</u></p>

（養親となる者の年齢）

第 792 条 成年に達した者は、養子をすることができる。

（養親が未成年者である場合の縁組の取消し）

第 804 条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

（養親となる者の年齢）

第 792 条 二十歳に達した者は、養子をすることができる。

（養親が二十歳未満の者である場合の縁組の取消し）

第 804 条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、二十歳に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

改正との向き合い方

1 2018年度の合格確率が高い方

→ 債権法改正の学習をする

1. 条文を入手する

新旧対照条文 → <http://www.moj.go.jp/content/001227284.pdf> (PDF)

(法務省／民法の一部を改正する法律案 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html)

↓

2. ザックリと概観を把握する

『民法大改正ガイドブック』（民法改正研究同人会・ダイヤモンド社）

↓

3. しっかりと内容を把握する

『民法（債権関係）改正法の概要』（潮見佳男〔立案担当者〕・きんざい）

『一問一答 民法（債権関係）改正』（筒井健夫，村松 秀樹〔立案担当者〕・商事法務）

↓

4. 事例を学ぶ

『Before/After 民法改正』（潮見佳男など・弘文堂）

cf. 相続法改正の条文

<http://www.moj.go.jp/content/001253528.pdf> (PDF)

(法務省／民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html)

2 2018年度の合格確率が高いとはいえない方

→ 2019年度の試験までは現行法の学習をする

債権法の改正点は出題予想に使う程度で把握する（2019年度向けの基礎講座や中上級講座を受講される方は、これさえ不要）

ただし、相続法の改正については、2019年度の出題が（ほぼ）確定した時点から学習を開始する

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）		
ネットメディア	All About で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
	クラウドワークス「WoWme（ワオミー）」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ http://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

【近日開催・公開講座】

- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像（無料・予約不要）

東京本校

7月16日（月・祝） 14:00～17:15

松本

- ・山田×松本対談 合格力を高める『検索力トレーニング』とは？（無料・予約不要）
～解答スピードと正答率を高めるための方法論～

東京本校

8月4日（土）18:00～19:00

山田先生（行政書士試験講師）

松本（司法書士試験講師）

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335